第十三条

1　この協定の規定は、この協定が効力を生じた後、この協定が効力を生ずる前に開始した個別の技術協力計画にも適用され、また、当該計画に関連するジャマイカに滞在中のＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員、協力隊員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族並びに当該計画に関連する設備、機械及び資材にも適用される。

2　この協定の終了は、両政府間の相互の同意により別段の決定が行われる場合を除くほか、実施中の個別の技術協力計画が完了する日までの間当該計画に影響を与えるものではなく、また、当該計画に関連する任務を遂行するためにジャマイカに滞在中のＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員、協力隊員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対して与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

第十四条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもって協定を終了させる意思を外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年十一月五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　髙瀬康夫

ジャマイカ政府のために
　クレメント・フィリップ・リカード・アリコック

○厚生労働省告示第三百六十三号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十五年十一月二十九日　　厚生労働大臣　田村　憲久

第八条の次に次の二条を加える。

（伐木等機械の運転の業務に係る特別教育）

第八条の二　安衛則第三十六条第六号の二に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
伐木等機械に関する知識	伐木等機械の種類及び用途	一時間
伐木等機械の走行及び作業に関する知識	伐木等機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	一時間
伐木等機械の作業に関する知識	伐木等機械による一般的作業方法	二時間

伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	伐木等機械の運転に必要な力学　電気に関する基礎知識	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3　第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
伐木等機械の走行の操作	基本操作　定められたコースによる基本走行及び応用走行	二時間
伐木等機械の作業のための装置の操作	基本操作　定められた方法による伐木、造材及び原木の集積	四時間

（走行集材機械の運転の業務に係る特別教育）

第八条の三　安衛則第三十六条第六号の三に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
走行集材機械に関する知識	走行集材機械の種類及び用途	一時間
走行集材機械の走行及び作業に関する知識	走行集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	一時間
走行集材機械の作業に関する知識	走行集材機械による一般的作業方法	二時間
走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	走行集材機械の運転に必要な力学　電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類及び取扱いの方法	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3　第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
走行集材機械の走行の操作	基本操作　定められたコースによる基本走行及び応用走行	三時間
走行集材機械の作業のための装置の操作	基本操作　定められた方法による原木の運搬	三時間